

札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市夜間急病センター条例の一部を改正する条例

札幌市夜間急病センター条例(平成15年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「7,350円」を「7,560円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に交付の申請を受け付ける診断書及び証明書に係る手数料について適用し、同日前に交付の申請を受け付けた診断書及び証明書に係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

夜間急病センターにおける診断書及び証明書の交付に係る手数料の上限額を適正な額に改定するため、本案を提出する。